

靖国の原理主義と戦責問題（１）
－ A級戦犯合祀をめぐる思想史的分析－

裴 富 吉

A Study on Yasukuni Fundamentalism and War Responsibility ;
The Historical Analysis about Class-A War Criminals Who Were
Enshrined together in Yasukuni Shrine [1]
BAE Boo-Gil

お断わり：本稿は、『中央学院大学 人間・自然論叢』第25号，2007年8月に掲載された論文を，PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては，[同上雑誌〔の頁〕に依拠することを願います。](#)

－ も く じ －

- I 問題意識
- II 稲垣久和『靖国神社「解放」論』2006年
 - a) 靖国信仰の特質
 - b) 靖国の原理主義
 - c) 戦前 - 戦中と戦後の共通性
 - d) 宗教社会学的理解
- III A級戦犯問題
 - a) A級戦犯合祀の事情
 - b) 小泉首相の靖国参拝
 - c) 思索なき信仰
- IV 天皇制の変遷
 - a) 君主天皇から象徴天皇へ
 - b) 天皇参拝の意味 【本号はここまで】
- V 富田メモ問題
 - a) 元宮内庁長官：富田朝彦メモ問題
 - b) A級戦犯合祀の意味
 - c) 昭和天皇の〈大御心〉
- VI 昭和天皇の戦前 - 戦中 - 戦後
- VII 昭和天皇・平成天皇 - A級戦犯 - 靖国神社
 - a) 天皇の気持
 - b) 国際問題としての靖国神社
 - c) 国内問題としての靖国神社
- VIII 天皇制の将来
 - a) 国家神道としての靖国神社
 - b) 日米安保条約下の靖国神社
 - c) 靖国神社宗教・非宗教論

I 問題意識

2006年8月15日「終戦」記念日の午前7時40分ごろ、9月に退陣を控える小泉純一郎首相は、東京・九段の靖国神社を参拝した。小泉首相による「過去5年間における5回」の靖国参拝は、中国や韓国などに配慮し、現職首相としてその時期をずらしてきた。しかし、この「2006年8月15日の靖国参拝」はこれまでとはちがいで、首相在任中に「終戦記念日に靖国参拝という公約」をはたせる最後の機会と判断した小泉が、靖国参拝をおこなったものである。

1985年の中曽根康弘元首相以来21年ぶり、現職首相による8月15日靖国参拝である。小泉首相は、就任前に「8月15日参拝」を公約し、「戦没慰霊祭の日にいかなる批判があろうと必ず参拝する」と確言していた。「いかなる批判があろうと」といった小泉の科白は、国際関係の批判や国内世論の反対を無視するという意味であって、それらとの対話を頭から拒む姿勢も構えていた。今回の靖国参拝は対中・韓関係をいっそう悪化させ、東アジア外交の立てなおしを、次期政権に任せるほかなくなった。

本稿は、19世紀後半～20世紀前半、欧米を後追する格好で帝国主義を発進させた日本帝国の終焉、つまり第2次世界大戦〔アジア - 太平洋戦争〕後における新しい「日本国」民主化体制のもとに遺された、1) 旧体制的要因「天皇 - 天皇制」の政治的な問題を、2) 靖国神社に合祀された、3) A級戦犯という霊的存在を媒介にして再考するものである。

要は、昭和戦時 - 戦後期における靖国神社史の戦責関連問題に直接する「天皇 - 天皇制」の本質的課題を、今日的な見地よりとりあげ、将来における関連問題も議論するのが本稿の目的である。

2001年4月の自民党総裁に当選し、総理大臣になった小泉純一郎は、靖国問題に関する稚拙な理解しかもちあわせず、その歴史的な認識ならびに論理的な理解とは無縁の政治家である。小泉流の紋切型の発言形態、その大衆主義^{ポピュリズム}一辺倒の狭い視野だけでみる靖国問題の言及では、この問題の核心に近づくことは無理である。

いふなれば、「自分を加害者と意識しにくい構造」「戦争を一部の軍人に負わせ、天皇を含めた政治指導者やエリートの責任をあいまいにした」¹⁾ 過去日本の歴史意識を、端的に掘りおこさせる契機を提供したのが、日本国の首相を務めていた時期における小泉純一郎の靖国参拝である。

II 稲垣久和『靖国神社「解放」論』2006年

東京基督教大学で宗教哲学を専攻する稲垣久和は、靖国問題は大きな外交問題、ポスト小泉政権の試金石であって、その問題解決を急がねば、日本はアジアで、ひいては世界で孤立していくにちがいないと危惧する。

稲垣久和『靖国神社「解放」論』（光文社、2006年7月）は、公共哲学（public philosophy）

1) 『朝日新聞』2006年10月16日夕刊「〈連続インタビュー-歴史認識〉戦後体制編④ 山口大学 瀬川 厚さん-もう一つの日米同盟 中国戦に敗れた日本 認めぬまま総括誤る-」。

の視座から、小泉首相のいいぶん、「あの戦争はまちがっていた。だがまちがった戦争であっても、国のために犠牲になった人を靖国にいて追悼してなにが悪い」という論法は、国外につじないと論断する。海外の人びとは、靖国神社を「戦没者を追悼する場所」とはみていないのに、小泉はあえて、乗り越えられない壁、彼我における「認識のズレ」を、日本人と近隣諸国との間に築こうとしている²⁾。

以下、稲垣の主張にしばらく耳を傾けて議論しよう。本稿の分析にとって前提となる議論である。

「宗教的原理主義」と名づけられる「靖国信仰」は、宗教 (religion) と倫理 (ethics) を区別できず、靖国問題を客観的にみることを妨げている。

アラブ諸国における「イスラーム原理主義」、アメリカの「キリスト教原理主義」、インドの「ヒンドゥー原理主義」、そして、日本の「靖国的原理主義」というように認識するとき、政治家が靖国神社参拝に固執すればするほど、日本は「アジアで、そして世界で孤立していく」だけである。

根本問題は、日本の近現代の思想的・宗教的特性が、第2の開国といわれた戦後においてすら、依然として文明論的に十分な解明をみておらず、他者とのコミュニケーションが不全なまま、無反省にいままできていることである。

養老猛司『バカの壁』2003年は、靖国の根底にある日本的宗教観が「八百万の神の世界」であり、「本質的に真実はなにか、事実はなにか」と追求する癖がないと指摘している。だから、靖国問題を単にA級戦犯「外し」とか憲法の「政教分離」とかいう視点だけでなく、その根底に流れる思想：「滅私奉公」を問題にすべきである。

靖国的原理主義の根本問題は、そのイ)「滅私奉公」にくわえて、ロ)「公私二元論」およびハ)「19世紀的国家主権論」である³⁾。

a) 靖国信仰の特質

靖国信仰は「天皇や国家から民草に恩恵をほどこす」といった家父長制パターナリズムであり、天皇〔=公〕は一家の父親であって、臣民はそれに従属する子どもたち〔=私〕であるという。これは戦前に強制された考えかたであり、戦後の民主主義の時代に受け入れられるはずがない。

「国に殉ずる」というのは精神的行為であり、思想教育によってそうなる。「追悼施設」で追悼されたいから戦地に赴く、などと考えるバカな人はいない。靖国神社のばあい、「護国の神として祀られる」という思想教育が徹底され、「神社」という日本民俗宗教的な宗教施設と、19世紀以降における近代日本の帝国主義的な植民地政策の時代がそれを可能にした、という特殊な背景があった。

儒教の政治思想では「天」の命を受けた皇帝〔王〕が民を治める。もし皇帝が民意に沿わなければ、民はその皇帝を代えてもよいという思想＝易姓革命があった。しかし、日本の儒教ではそれが発達せず、逆に皇帝そのものが「天」〔これが天皇である！〕になった。これでは革命思想は入りようがなかった。

2) 稲垣久和『靖国神社「解放」論』光文社、2006年、23頁。

3) 同書、29頁、30頁、31頁、33頁、34頁。

だから、王や君主がいることが問題なのではなく、この王や君主が「神」や「天」というかたちで〔天皇のように〕宗教的信仰の対象になる思想、その日本独特の滅私奉公のイデオロギーが問題なのである。天皇がいることが問題なのではなく、それを神格化・絶対化したとき、そのイデオロギーを相対化する思想がないことが問題なのである。

土着の神道が産土神^{うぶすな}や氏神など、その他の神々を祀るのはよい。しかし、天皇を「神」として信仰の対象にすると、しかもそれが戦時中のように「国家儀礼」という名目で、全国民に天皇礼拝を強制すると、そのとたんに政治的に大きな問題を引きおこす。国家神道とはそのような矛盾を抱えた宗教である。

靖国信仰は、伝統的な日本人の祖先崇拝からは大きく逸脱した人為的な宗教体系であった。イエの祭祀はイエで執りおこなわれるものだが、その権利をクニが奪うところに靖国信仰の本義が存在した。しかも、自然死した人の霊ではなく、天皇のために戦った戦没者の霊を祀るのが、靖国である⁴⁾。

日清戦争、日露戦争を行い、戦死者が増えるにつれ、農村での祭祀断絶の危惧が出てき……た。それがイエの祭祀権の一部を分割して国家が肩代わりすることを可能にさせていき……しかも、「天壤無窮」の皇運によってこのクニの古代にまで連なる公（おほやけ=大宅）たる“名家”に委ねてしまえば、その祭祀は永久に保証される……。

ただし、祭祀権を一部クニに譲渡することは、けっして伝統からは許容されえないし、実際にスムーズに行われたわけでも〔ない〕……。徴兵制の国民への貫徹と表裏一体になって、かろうじて達成された⁵⁾。

そのように、靖国のカミ観と戦没者の哀悼方式は、明治期に政治の力によって創られてきた。靖国信仰とはいわば、国家による創唱宗教である。

追悼の名を借りて明治日本の“生きた化石”のような靖国神社を利用して、それに生命を吹きこみ蘇生させるのが、いちばん手っとり早い。中国や韓国から反発があれば、ますますそれだけ、それへの対抗として、靖国はネオ・ナショナリストの象徴的な場所=聖地になる。小泉首相の参拝行為という演^{パフォーマンス}技は、国内的には靖国をめぐる意見の亀裂をますます広げていく。

b) 靖国的原理主義

今日の靖国参拝問題は、地球^{グローバル}的な宗教的原理主義の登場、つまり、「イスラーム原理主義」と「アメリカのキリスト教原理主義」に並んで、「日本的な靖国原理主義」の登場の問題として新たな装いをもっている。

中国や韓国の「反日のナショナリズム」に対抗した正当な「日本のナショナリズム」、といった衝突の図式を作る愚かさをやめるべきである。地球的な宗教的原理主義の台頭に呼応して、靖国を日本人の「心のふるさと」にしたてあげるような、国粹主義的ネオ・ナショナリズム=靖国的原理主義が台頭している。靖国を「国粹主義の総本山」にしようとする流れに対抗しなければならない⁶⁾。

4) 同書、72頁、85頁、96頁、97頁、101頁。傍点は筆者。

5) 同書、102頁。〔 〕内は原意に沿って筆者が補足。

6) 同書、103頁、116頁、117頁、119頁。

第1次世界大戦は1000万人もの戦死者を出した。戦争追悼の碑は巨大なものが姿を消し、質素な「無名戦死の墓」が作られ、哀悼の意を表するようになった。

◎「祖国のための一兵士の墓」……1920年、ロンドンのウエストミンスター寺院内、パリの凱旋門の下。

◎「無名戦士の墓」……1921年、アメリカ合衆国（アーリントン国立墓地内）、イタリア、ベルギー、ポルトガル。1922年、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア。1925年、ポーランド。1926年、オーストリア。

しかし、21世紀になっても日本はいまだに、19世紀的ナショナリズムの“生きた化石”のような、“英霊”祭祀〔日本兵士のみを英雄視して顕彰して祀る神社〕の靖国神社に固執している。毎年の夏、その靖国が国民的な政治がらみの対立の場所になっている日本は、世界のなかでも異様な国にみえてくる。日本で「無名戦士の墓」（千鳥ヶ淵戦没者墓苑）が1959年に作られても、ほとんど注目されず、国民的追悼の場所になっていない〔靖国推進派による妨害もある〕⁷⁾。

◆「アメリカのキリスト教原理主義」

- ・正典の字義的解釈に固執する。
- ・歴史的比較研究方法〔聖書批評学〕を拒否する。
- ・建国神話〔アメリカ建国の理念〕とむすびつける。

◆「日本の靖国的原理主義」

- ・祭神〔英霊〕を靈璽簿^{れいじぼ}として固定し、抹消を許さない。
- ・歴史的比較研究方法〔皇国史観への批判〕を拒否する。
- ・建国神話〔明治憲法の前文＝皇国史観〕とむすびつける。

いずれの宗教的な原理主義においても、「信仰に学問はいらない」ことになる⁸⁾。

靖国神社に固執する人たちの世界観は、哲学的に突きつめれば結局、皇国史観に近いものになる。靖国神社はA級戦犯を「天皇の命令」として絶対に分祀しない、遺族の靈璽簿からの抹消請求を絶対に認めない、小泉首相がいくら他者からの批判があっても、たとえ国益を損ねてもなお、靖国参拝をやめない。それがはたして「他者の異なる考えを容認する」ことであるのか。そのまったく逆ではないのか⁹⁾。

要するに小泉首相は、人類が到達した近代という時代、さらにはその近代が生み出した政治統治法である「立憲主義」をまったく理解していない、という事です。しかも、彼には欧米の文化・伝統や言語への素養がありませんから、自分が発した言葉が国際社会でどのように受けとられるかということをご考慮できません¹⁰⁾。

筆者はただし、「日本国憲法に立つ限り、天皇は日本国の象徴ではあってもそれはあくまでも国民の総意にもとづいているのであり、国民、市民の側にあり、……だから

7) 同書、124-125頁。

8) 同書、134頁、135頁。

9) 同書、193頁、192頁。

10) 同書、221頁。

皇国史観は日本国憲法と相容れ¹¹⁾ないという、稲垣久和『靖国神社「解放」論』の見解には、一定のもの足りなさを感じる。

明治憲法の制定をもって、「天皇」という存在を「地の王」から「天の神」そのものに格上げした旧日本帝国は、大東亜〔太平洋〕戦争の敗戦という重大な契機をもって、その政体の根幹を否定された。戦後においては、その「君主：神」を「地上：人」にもどすための日本国憲法を制定したのだが徹底されず、「雲上人」たる一大家族集団を残すかたちで「民主主義国家体制」を発足させた。そのため、「日本文化史の精神的伝統」を本来、よりよく継承するものが象徴天皇制だったという解釈も残すことにもなった。

一方においては、第1条から第8条まで「天皇」関係の規定で占められる日本国憲法があり、他方においては、かつては国営の宗教施設であって戦後は民間宗教法人になったけれども、その礼拝方式を戦前・戦中となんらかわりなく執りおこなっている靖国神社がある。つまり、サンフランシスコ講和条約発効後のことになるが、A級戦犯が合祀される以前、その宗教精神において基本的な変化をきたさなかった靖国神社へ、誰憚ることもなく昭和天皇は参拝してきた。この点はのちにさらにくわしく議論する。

稲垣『靖国神社「解放」論』も、「靖国神社での追悼はこの神社の創建の歴史からいって、やはり皇国史観に立たざるをえ¹²⁾ず、「それをいくら弁解して『すべての戦争犠牲者をそこで追悼する』と言いかえても無理で」あり、「そういった言い訳は、欺瞞に満ちてい」と断定していた。

侵略戦争を否定しつつ、靖国参拝を続け、その限りで戦争を肯定する結果になるという自己矛盾的な言動は単細胞的な一首相にとどまらない現象である。そもそも昭和天皇自身、自分の名でなされた戦争に何らの責任もとらず、本来であれば謝罪の旅に出るべきところを、慰霊のための「巡幸」に出るといのように問題をごまかしている。

かつて陸軍省と海軍省の管轄下にあり、国家つまり天皇のために死んだ軍人を顕彰し、日本軍国主義の守護神社でもあり、さらに太平洋戦争を解放と自衛のための戦争であると弁証し、しかも第2次世界大戦のA級戦犯を「昭和の殉難者」として顕彰しているこの神社に出向き、戦没軍人に今日の日本の発展を「感謝」し、「平和」を祈願したという由である。この〔小泉〕首相の倒錯的行為は、まさしく近代日本の「歴史認識」の闇を示すものであろう。

靖国神社は天皇制国家の国家神道的な側面と軍国主義的な側面を一体化する存在であった¹²⁾。

c) 戦前・戦中と戦後の共通性

敗戦後においてもとくに、サンフランシスコ講和条約発効後から1975年まで、昭和天皇の靖国参拝はなされていた。それは、「戦争犠牲者を靖国で追悼する」行為であったと同時に、「皇国史観に立つ」国家神道の宗教的な含意も、依然堅持するものでもあった。

◆「臣民は、日本国家：皇祖皇宗のために戦争に動員され、死ぬことを覚悟せよ」

11) 同書、232頁。

12) 南原一博『近代日本精神史－福沢諭吉から丸山真男まで－』大学教育出版、2006年、257頁、256頁。〔 〕内補足は筆者。

◆「忠良なる精神を発揮し戦没したら、英霊にしてやる」

昭和天皇の立場そのもの、つまり「英霊」に対しては崇敬の念をもって拝礼しつつも、生前の臣民に対しては「死を予知し、覚悟させ、要求する」という絶対的な「君臣の上下関係」は、戦前 - 戦中から戦後まで連続してきた。戦後も戦前 - 戦中と同様であるそうした靖国神社における「実に奇妙な参拝の行為」を、裕仁天皇は繰り返してきた。しかし、前段のごとき「宗教的な意義」を発揮する靖国神社への天皇の参拝行為は、戦後における民主主義の政治理念に照らしてみれば、その基本精神に完全に反していた。

なぜならば、「国家神道、近代天皇制、軍国主義の3者は密接な関連があり、三位一体の関係であり」、「近代天皇制はその政治的側面、軍国主義はその軍事的側面、国家神道はその宗教的側面である」¹³⁾からで、その一辺でも欠けたら靖国神社の宗教施設的な意義は発揮できない。それでも昭和天皇は、戦後におけるGHQの占領統治が解かれたあと、1952年10月16日に皇后をともなって靖国神社にいき、戦没者「英霊」に参拝している。先だつ同年5月2日、戦後初の日本政府主催全国戦没者追悼式が新宿御苑でもたれており、これにも天皇夫妻は出席していた。

1952年の秋季例大祭前日には、天皇・皇后の参拝が行なわれた。〔昭和〕天皇の参拝は敗戦直後の臨時大招魂祭以来のことであった。翌1953年には、皇太子〔現平成天皇〕が参拝し、同年の秋季例大祭からは大祭ごとの勅使参向が復活した。靖国神社は、こうして天皇崇拜と軍国主義の精神的支柱という戦前以来の体質をにわかには顕在化させ、国家的性格への復帰を要求して動きはじめた¹⁴⁾。

しかし、A級戦犯が合祀された1978年10月以降、天皇が靖国神社に「いなくなつた」のには、りっぱな理由があつた。「戦争に敗北しその責任をとらされた」A級戦犯は、天皇のために責任をとって身代わりに絞首刑になつた。けれども、その死刑執行は国際極東

13) 王 守華、本間 史訳『日本神道の現代的意義』農山漁村文化協会、1997年、184頁。

14) 村上重良『国家神道と民衆宗教』吉川弘文館、昭和57年、77-78頁。

村上重良については、「国家神道を民衆宗教との対抗関係のなかで捉えた村上重良の研究は、一方的な抑圧関係に単純化しすぎたきらいはあるものの、先駆的なものであつた」と評価されている（磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜 - 宗教・国家・神道 -』岩波書店、2003年、283頁、注30）。

だが、國學院大学のある教授は、「共産主義者でありながら宗教研究に従事した」「正常な感覚の持主の見解とは思われない」というふうに（安蘇谷正彦『現代の諸問題と神道』ペリカン社、2001年、300頁、301頁）、目茶苦茶に感情的な罵倒とか支離滅裂な中傷誹謗を、村上重良に差しむけている。

「共産主義者による宗教〔国家神道〕研究は正常ではない」という決めつけは、尋常ならざる没論理、無法の言説である。大学教授のなかには、学術的な文筆の方法において要請される最低限の作法さえしらずに記述をおこなう者もいる。とりわけ、靖国神社の宗教思想を無条件に支持・賛同する研究者は、自説・持論を批判する論説に関して、その存在じたいが許されないかのように口汚く非難するばあいが多し。その表現は、他者の学術研究と自身の宗教信心とをまともに識別できない言説である。

軍事裁判（東京裁判）をとおして、連合国がわの意志に則してなされたものであり、その関連でいえば、「天皇の〈御意〉」にまったくそぐわない「靖国神社の英霊：祭神」がA級戦犯であった。昭和天皇はだから、A級戦犯が合祀されたのちの靖国参拝にはいけなくなった。

「靖国神社は、天皇と神社と軍をむすびつけた特異な宗教施設として」、「天皇のための死者集団を、均質で無機質の祭神集団に仕立てあげる宗教的装置であつて」、「靖国神社への合祀は、戦没者等の死にたいする天皇の褒賞であり恩恵であることを意味した」¹⁵⁾。だから、裕仁天皇の戦争責任を代行してくれたはずの「A級戦犯の合祀」は、敗戦後に生きつづけてきた昭和天皇の存在意義を、全面的に否定することになった。

戦没した臣民が靖国神社に英霊となって合祀され、これを天皇が祭神として参拝する関係はどこまでも、「天皇のために忠誠を尽くして戦没した者の霊をたたえる」¹⁶⁾宗教行事を意味し、東京裁判で裕仁天皇の代わりに絞首刑になってくれたA級戦犯の霊を讃えるためのものでは、けっしてなかった。かといって、東條英機らが昭和天皇の忠臣でなかったわけではない。しかし、A級戦犯が「戦没者」でありうるかどうかの議論はさておき、自分のために命を落としてくれた英霊を、天皇が靖国で祭神として祀る対象としてみる時、A級戦犯は、どうしてもその埒外に置くほかない「異質の存在」に映ったからである。

もっとも、岩井克己『天皇家の宿題』（朝日新聞社、2006年）は、「A級戦犯を合祀した後の靖国神社に昭和天皇が行かなかった理由のひとつ」として、「三国同盟でドイツのナチズム、イタリアのファシズムと組んで痛い思いをした昭和天皇にとって、三国同盟を推進した外相松岡洋右らは許せない存在」だった点を指摘している¹⁷⁾。昭和天皇が靖国に参拝しなくなったこのひとつの理由は、裕仁の個人的な感情をどの程度、政治・外交上の問題として認識すべきか、という課題も提示する。

— 東京裁判の判決はともかく、「東條英機ら7人が絞首刑を執行された」1948年12月23日までの

『a)天皇 + a)′ A級戦犯』 ⇔ b)国家 ⇔ c)英霊
における a)と a)′ との緊密な関係性を、

『a)天皇』 [≠ a)′ A級戦犯] ⇔ b)国家 ⇔ c)英霊
というふうに、「a)′ A級戦犯」を除去する関係性に変換してくれた。

つまり、つぎのような事後の相互関係に置換してくれた。

『a)天皇』 ⇔ b)国家 ⇔ c)英霊 [≠ 『a)′ A級戦犯』]

これは、昭和天皇の戦争責任問題は回避させておき、その身代わりにA級戦犯を被告にして裁判をおこなった結末である。だが、臣民の戦没者のばあい通常、「c)英霊」の地位にとどまる「d)祭神」であれば、『a)′ A級戦犯』であろうとなかろうと、「b)国家」〔その首脳・高官であったという役割〕を媒介に、『a)天皇』のそばへ押し出されてくる。

A級戦犯であっても臣民の霊である点にかわりはなく、本来、「c)英霊」とか「d)祭神」

15) 村上重良『慰霊と招魂—靖国の思想—』岩波書店、1974年、114頁、111頁、112頁。

16) 村上重良『現代宗教と政治』東京大学出版会、1978年、156頁。

17) 岩井克己『天皇家の宿題』朝日新聞社、2006年、55頁。

の位置を占めるべきものであった。いかえれば、政府の将官あるいは高官として、天皇の身代わりに絞首刑となったA級戦犯のことだったから、靖国神社の霊的な世界においてはもともと、「a)天皇」のすぐそばに「位置すべき・できる人びと」でもあった。

しかし、そうした関係は、敗戦後の天皇にとって「立つ瀬がない」状況＝関係性を意味した。こういうことである。戦前・戦中において、「国体の教義は、内に向かつては天皇にあらゆる価値を一元化し、天皇による政治支配を絶対化する」¹⁸⁾という体制であった。敗戦後、象徴天皇制に変移したのちの昭和天皇は、「自身の立場：日本国および日本国民統合の象徴的地位」を維持しなければならなかった。そのためには、その後の東京裁判でうまいぐあいに天皇自身の身代わりになってくれた「a) A級戦犯」＝〔霊〕は、靖国神社からなるべく遠ざけておきたい一群になっていた。

国家（＝天皇）中心という点において靖国神社は「戦没者の慰霊機関」でありながら、そこには「国籍のちがひ」、「軍と民間」という大きな垣根を設けた差別・選別のうえでの「慰霊」である。しかも、その祭司者である「天皇にいかにつくしたかという観点から」すれば¹⁹⁾、つまり天皇のために身代わりになってくれた東條英機らは、「A級戦犯として最高の貢献をしてくれた」はずである。けれども、だからこそ、昭和天皇の戦後意識からすれば、完全に遠ざけておきたいものが、まさしく「彼らの霊」であった。それは、敗戦後における天皇自身の立場を確かなものたらしめる措置でもあった。

A級戦犯の合祀後、裕仁が靖国に参拝できなくなった理由は明白である。あえて、自身の立つ基盤を突きくずすような参拝行為はできなかったし、したくもなかったのである。この判断もまさしく、「人間としての昭和天皇」が下したものである。

「国のために死んだ」ということは同時に、「天皇のために」に死んだということである。「国のため、天皇のために死んだ」者は、けっして「殺人者」ではなく、「犠牲者」であり、「英霊」として顕彰されるはずである²⁰⁾。

結局、A級戦犯も合祀された。昭和天皇にとって「国のため」＝「自分のため」に死んでくれた東條英機らであったけれども、この「ため」という用語でつながれる前後の「因果の論理：等式」を破壊する存在が、彼らであった。つまり、東京裁判で絞首刑に処されたA級戦犯は、靖国神社の宗教倫理を踏まえた「公式の論理」を根柢より揺るがし、破壊する機能を果たす存在でしかなかったからである。

A級戦犯は、「国のため」に死んだというよりも「天皇のために死んだ」。だからこそ、昭和天皇は生きのびることができていた。旧「大日本帝国」は一度死んだのに、人間宣言をした「天皇」はA級戦犯の身代わりをもって延命できていた。A級戦犯の「英霊」が靖国に合祀されるまで安泰だった関係式「国＝天皇」は、その合祀以後においては成立しえなくなった。A級戦犯は、絶対神聖であるべき生き神様：天皇の身代わりに死刑台に送られていた。それゆえ、A級戦犯が靖国に合祀されたことは、昭和天皇にとって「身も蓋もない」状況を意味した。そこへ参拝する行為は端的に自己否定を意味した。

18) 村上重良『現代日本の宗教問題』朝日新聞社、1979年、78頁。

19) 山田 朗『護憲派のための軍事入門』花伝社、2005年、115頁。

20) 姜 尚中『愛国の作法』朝日新聞社、2006年、166頁。

昭和天皇が身代わりに死んでくれたA級戦犯を「英霊」として祀ることになったら、明治憲法体制施行以来築きあげてきた神国体制を信じつづける彼が、敗戦の結果、自身に降りかかった戦責をそっくりそのまま是認することを意味した。生き神様が象徴の存在になろうとも、「天皇」が「国：国家」と完全に引きはがされえないかぎり、つまり、「人間宣言をした昭和天皇」が、いまなお「天照大神の子孫」である血統を本気で信じているかぎり、戦勝国によって「殺人者」として裁かれたA級戦犯を靖国に祀った状態は、裕仁にとって頭上の死垂を意味した。

当代の明仁天皇は、先代の裕仁天皇が天照大神を祖先と信じ、その連綿たる万世一系の皇統を受けついでいる者として「日本を統治する資格のある神の裔である」と思いこんでいたことを、十分に承知している。

神の裔である現人神の天皇が連綿たる万世一系の皇統を受けついで日本と統治するという天皇中心史観は、もとより歴史上の事実とかけはなれた虚構にすぎないが、天皇の古代的宗教的権威を基盤に成立した〔明治〕新政府は、国民のあらゆる行動の究極的価値基準を天皇への忠誠におく国民教化を強引に推進した²¹⁾。

さて、天皇の靖国参拝問題にかぎらず、天皇家が宮中で執りおこなう宗教的な行為すべてについていうなら、前出の稲垣久和『靖国神社「解放」論』2006年も指摘するとおり、「日本の近現代の思想的・宗教的特性が、第2の開国といわれた戦後においてすら、依然として文明論的に十分な解明をみて」いないものである。皇室関係者による1975年までにおける靖国参拝行為の意味の^{せんめい}闡明も、21世紀に現在にふさわしい日本の皇室像の展望も、いまだにあいまいな「宮中の秘儀」に遮られて進捗していない。

戦前における旧皇室典範は、明治憲法と同格の資格が与えられていた。戦後の現皇室典範は単なる法律にすぎなくなったものの、「万世一系説」にもとづく旧皇室典範の骨格がそのまま温存されている²²⁾。この皇室典範の「伝統的な継続性とされたもの」に淵源する問題は、日本国憲法第9条との駆け引き的＝せめぎ合いのなかに閉じこめられた。だからこそ、「戦前の皇国史観と『万世一系説』とは切っても切り離せない関係にあった」皇室のありかたに関しては、いまなお「明治以来の近代化をどう考えるかも問われることになる」²³⁾。

大嘗祭に関してはたとえば、「天皇自身の行う作法は秘儀であり、ほとんど記録もなく、神事の内容な定かでない。おそらくは、自ら新生児ニニギ降臨を再現し、ニニギの霊（天皇霊）を継承する儀礼を行うのであり、その「祭神は天照大神と想定される」²⁴⁾と推測されている。それに比べ、明治時代に創設された靖国神社では「祭神が誰であるか」明確であり、それへの批判的な視座も対置しやすい。だが、天皇家の神事行為の原始性、しかも「日本国民統合の象徴である天皇」家がそのようなシャーマニズム的な祭礼行為を執

21) 村上『慰霊と招魂』82頁。〔 〕内補足は筆者。

22) 中野正志『万世一系のまぼろし』朝日新聞社、2007年、185頁。

23) 同書、7頁。

24) 井上順孝編、伊藤 聡・遠藤 潤・森 瑞枝『神道－日本生まれの宗教システム－』新曜社、1998年、54頁、55頁。

りおこなっている一事に注目するとき、この日本国は実に不可解な民主主義体制をまとう国家だということになる。

d) 宗教社会学的理解

ところで、社会学者オーギュスト・コント (Auguste Comte, 1798-1857) は「3段階の法則」を提唱し、人間の精神〔知性〕を、「神学的段階→形而上学的段階→実証的段階」という3段階において進歩するものと説明した²⁵⁾。

- ◆「神学的段階」……「物神崇拜」^{フェティシズム}の原始社会、「多神教」の古代社会、キリスト教「一神教」の中世社会などの時期に当たる。現象の背後に神的なものが宿るとする考えを踏まえ、霊魂や神などによって自然現象を説明しようとする「空想が優位を占めている」段階である。この段階では、少数の孤立した観察があって、それがいくつかの超自然的観念によって結合されている。
- ◆「形而上学的段階」……^{ルネサンス}文芸復興期 - 宗教改革期にはじまり、フランス革命期で絶頂に達する時期に当たる。「原因」「実在」「実体」「自然」などの観念によって、現象を説明しようとする段階である。この段階では、観察された事実は殖えているが、過渡的・折衷的であり、それらを結合する観念は、完全に超自然的でも自然的でもなく、中途半端である。
- ◆「実証的段階」……近現代の時期になり、「予知するために観察をする」、「科学の精神が支配する新しい時代」である。現象間に規則性をみだし、現象の本質を説明しようとする科学的な観察が優位を占める段階である。この精神の最後の段階では、観察された事実がいちじるしく増し、それらを結合する観念も、それ自身、事実によって暗示ないし確認されたものか、あるいは事実そのものである。なお、「実証的」という意味の説明には、「現実的」「役に立つ」「確実」「精密」「組織的」「相対的」「愛他的」などという修辭も供される。

日本の皇室が執りおこなっている神道秘儀は、まちがいなく神学的段階、それも原始社会の伝統に淵源するものである。しかも、その秘儀は実証的段階にもとづく学問的な解明を許さず、あえて「秘するところにその意義をおこう(?)」としてきた。天皇家という「私家」に属する神事行為だからという理由で、皇室の神道的な宗教行事が「神秘の帳」に隠されている。さらに、天皇家と密接な関係があると推定されるが、その真偽のあいまいな「天皇陵」の発掘も、同じ理由をもって、研究者による「科学的調査」を排除してきた。いいかえれば、「秘してこそ特別の価値が生まれる」とでもいいたいのである。

たとえば、「神学的状態」にある大嘗祭は、つぎのように解説されている。

大嘗祭は、即位式中の即位式であり、天皇が国民統合の象徴としての実質を体される儀であって、古来の文化伝統のもっとも根源的な、もっとも象徴的な行為である。それ

25) 「オーギュスト・コント」、<http://www.rku.ac.jp/~sawaya/gakushi/hist3comte.htm> 参照、2006年9月12日検索。清水幾太郎『オーギュスト・コントー社会学とは何かー』岩波書店、1978年、87-106頁も参照。清水禮子責任編集『清水幾太郎著作集 18 オーギュスト・コント 私の社会学者たち』講談社、1993年もある。

は深夜秘めやかに行われるが、その儀礼に秘められた文化伝統は、まさに日本民族のアイデンティティを確認することのできるものであった。天皇は、大嘗祭によってまさしく日本国家と国民の象徴としての実を備えさせることをいうのである。

天皇の神性、換言するなら宗教的性格は、万世一系という正統性に加えて、皇位のみしるしである三種の神器（鏡・玉・剣）を継承し（踐祚の儀）、神聖な皇位の座である高御座に昇って内外に皇統を継いだことを宣言して国民の慶祝を受ける式を行い（即位式）、そして新穀を聞こし召すことによって皇祖天照大神と御一体となり「豊葦原の瑞穂国」の国魂を体現される（大嘗祭）、という一連の儀礼を経て実現される。

その神には、聖霊の類いから人格神まで様々の観念があり得るが、少なくとも、超越的ないし神秘的観念を伴う対象の存在を前提とする宗教儀礼となることによって、一段と効果を発揮することは明瞭である。とくに君主の神性ないし聖性は、歴史的伝統的な儀礼によって確保するとともに、それが国家と国民の統合の源泉となる²⁶⁾。

オーギュスト・コントの「実証的段階」において論評を求められれば、ただちに「一笑に付される」ような大嘗祭に関する定義づけというか、その説明なのである。具体的に逐一、反論しよう。

- ◎ 「日本民族のアイデンティティ」なるものは、一義的に規定できていない。すなわち、既定の概念とはいえない。
- ◎ 日本国家とか国民とかの概念は、明治以前の時代において、いつごろ定義できたものか確論していないのに、あたかも2千6百年も連綿とつづいてきたかのようにもちだすのは、歴史科学的にみてまったく根拠のない用法である。
- ◎ 天皇家に「万世一系という正統性」があったかといえば、^{いつわり}否の系譜づけである。
- ◎ 「三種の神器」を信じることは、天皇家一族の信仰的な自由に属する宗教精神的な意識行為ではあっても、民主主義国家日本の国民・住民にまでその共有を要求できるものではない。
- ◎ 「皇祖」天照大神とはあくまで、神話の世界における話である。
- ◎ 1946年1月1日に「人間宣言」をした日本国天皇に、「君主の神性ないし聖性」があるわけがない。いつ、どこで、それが復活したとでもいうのか。

1891〔明治24〕年、帝国大学（現在の東京大学）教授久米邦武は「神道は祭天の古俗」と論じたため、翌年にその地位を追われた。いわば、靖国信仰を形成しはじめた日本帝国による宗教政策的な圧迫が、神道に関する科学的にまっとうな研究を、「明治」伝統的な思想から排除した。それでは、神社神道にせよ国家神道にせよ、コントの定義した「神学的状態」を脱してとりあつかうことが不可能であった。

前頁〔注26〕に引用し、筆者の反論をくわえた真弓常忠『祭祀と歴史と文化』（臨川書店、平成14年）は、りっぱな学術書の体裁を装って公刊された図書ではあっても、科学的な議論に徹しようとする意識とは無縁の、恣意的な記述を陳列している。

上田賢治『記紀神話の神学』（大明堂、平成14年）は、日本の神道史に関してその歴史的な関連事情を、こう解説する。

26) 真弓常忠『祭祀と歴史と文化』臨川書店、平成14年、284頁、300頁、299頁。傍点は筆者。

日本に固有の信仰としての展開・成長してきた「神社神道」は、世界宗教のばあいのような教祖をもたない。奈良時代以降今日にいたるまで、種々の神学および教学が展開したにもかかわらず、そのほとんどが神・儒・仏・陰陽道・易などの諸道と習合し、そのおのおのを異質なものとして区別せずに展開してきた。

とはいえ、神学には、その信仰を少なくとも理性的な心の営みをもつ者に対しては、たとえその主張を自己のものとして受けられないとしても、理性的に理論として許容しうる体系をもたねばならない。生きる姿勢としても理解されねばならない²⁷⁾。

大日本帝国憲法の時代まで、一般社会に浸透していた「神社神道」とは別様に、帝国路線推進のため宗教政策的に形成された「国家神道＝靖国信仰」は、これを「神道は祭天の古俗」と喝破した学者を葬りうる〈国営神学〉であった。靖国神社において準備された国家的信心の内的構造は、「知性的な心の営み」と無縁なものであり、「理性的に理論として許容しうる体系」を具備していなかった。九段に設けられた「国家神道のための宗教施設」は、日本帝国が祭政一致の宗教意識を臣民に対して問答無用的に強要し、そして、近代日本資本主義の軍国主義・侵略路線を、彼らの意識構造において定着させるための「物的な聖域」であった。

現日本国憲法下においてもなお、靖国神社を足場に置き連続している「国家神道」の宗教的観念は、「神学的状態」を1歩も出ていない。「日本国と日本国民統合の象徴」と規定された天皇・天皇制は、「実証的段階」どころか「形而上学的段階」の対象にすらなりえていない。戦後においても天皇・天皇制は、学問的な検討とは無縁に、それも故意なのか、神秘的な存在たらしめようと反動的に企図されてきた。この現況は、21世紀の民主主義国家体制にふさわしくない。

武光 誠『宗教の日本地図』(文藝春秋, 2006年)は、「皇室の祖先神である天照大神を最高神とする現在の神道は、首長霊信仰の形をとるが、首長霊信仰も祖霊信仰も、精霊信仰の基礎のうえにつくられたものである」²⁸⁾と解説している。

天皇制信仰は、戦前・戦中においてまず、一般庶民の神社信仰のなかに昔より広範に存在してきたシャーマニズム的な「物神崇拜」＝「精霊信仰」を、その社会的基盤に置いていた。つぎに、帝国臣民のあいだにやはり昔より浸透してきた「祖霊信仰」も宗教心理的にとりこんできた。そして、祖先神：天照大神へのつながりを意識させつつ、明治以来神話的に創成させてきた「天皇・生き神＝天子」様を、日本帝国全体における「首長霊信仰」の代表格に祭りあげてきた。

靖国神社に合祀され祭神となり、一般庶民に「英霊」と呼ばさせた〈霊〉に対する信仰心は、日本帝国主義の路線を宗教精神面より支持・推進するため、国家政策的に生成させられたものである。靖国神社は、国家のための戦死・戦病死した者たちの「霊そのもの」しか受けとろうとしないという「反宗教的な立場＝ご都合主義」に立つ。この歴史的な事実は、日本帝国主義の最高支配者：天皇に奉仕したか否かに、靖国に合祀するか否かの判断基準が置かれた点からもよく理解できる。その点において、「首長霊信仰」の発揮のし

27) 上田賢治『記紀神話の神学』大明堂, 平成14年, 1頁, 3頁。

28) 武光 誠『宗教の日本地図』文藝春秋, 2006年, 10頁。

かたは一方通行であり、暴力的でもあった。

オーギュスト・コントは、神学的段階であってもシャーマニズム的な「物神崇拜」^{フエテシズム}から多神教、さらに一神教にすすむと「神の数が次第に減っている。減るに従って、神が次第に抽象的なものになる」といっている。また、「神学的段階では」「中心に神があり、形而上学的段階では」「中心に自然がある」、^{イマジナシオン}「実証的段階では、中心に『人類』がある」ともいっている²⁹⁾。

靖国神社が臣民の英霊の合祀によって祭神を増やしていく過程は、神学的段階でも、低次元の宗教的な精神世界に留めおこうとする意志が明らかである。「この神社：靖国」は、庶民出身の神をどんどん増やしていくことで、つまり神学的段階に内向させ足踏みさせることによってこそ、その宗教的な意義が発揮できるようにしくまれている。

靖国の宗教精神は思考停止の状態、換言すれば、そこへの精神的な収斂方向のみ期待されている。コントの「3段階の法則」は、「^{イマジナシオン}imagination から ^{オブセルヴァシオン}observation への流れ」³⁰⁾を前提するものとされる。しかし、靖国神道の宗教的含意は、当初より^{オブセルヴァシオン}観察の視座を拒否し、^{イマジナシオン}想像の世界に停止することを精神的に強制している。

1978年10月17日、靖国神社側によるA級戦犯の「合祀による英霊として祭神」化の行動は、以上のような「靖国に固有の宗教的意義：想像」^{イマジナシオン}に対応していたはずの「天皇の祭祀大権」を攪乱させる印象を、昭和天皇に強く与えた。この裕仁天皇がはたして、A級戦犯^{オブセルヴァシオン}の合祀をどのように「観察」していたかは、さらに後述する論点である。

昭和天皇は、敗戦後に体験させられた波瀾万丈のなかで、靖国神社本来の国教的な教義づけに背反・謀叛する動静を、注意深く「観察」していた。再び、コントの見解によれば、「実証的精神の芽が原始未開の人間の間にあったことを教えてくれる」³¹⁾ことになった。靖国神社に彼がいなくなった時期の前後、靖国神社をめぐる世論の動向は非常に高まり、盛んに議論もなされていた。だから、彼が当時の世相をいかに「観察」していたか、もっと関心もたれてよい。

ただし靖国神社は、その有する宗教精神的な存在意義に照らしていえば、けっして「観察」が許されてよい対象ではなかった。だが、当時の日本社会のなかで靖国神社が注視され、客体的にとりあげられ、国営化への復帰問題まで提案され、関連する諸議論が昂揚していた。この事実は、抽象的にいえば、「九段の社：靖国」が回避できない「時代性の困難」を示唆し、具体的にいえば、その「本来」の役目を発揮しにくくさせる環境の発生を意味したのである。

III A級戦犯問題

a) A級戦犯合祀の事情

1978年10月17日、秘密裏だったとでもいふべき状況のもとで、靖国神社はA級戦犯の合祀を受け入れた。

29) 清水幾太郎『オーギュスト・コントー社会学とは何かー』岩波書店、1978年、90頁。

30) 同書、92頁。

31) 同書、91頁。

「A級戦犯」14名は、昭和41〔1966〕年2月8日付「靖国神社未合祀戦争裁判関係死没者に関する祭神名票について」(引揚援護局調査課長通知)によって祭神名票が送付され、昭和46年の崇敬者総代会で了承、昭和53〔1978〕年〔10月17日〕秋季例大祭前日の霊璽奉安祭で合祀される³²⁾。

1975年11月20日を最後に、靖国神社への昭和天皇の参拝はなされていない。1989年1月平成天皇として即位したその息子明仁は、戦前-戦中内務省の管轄下にあった護国神社には参拝しているものの、靖国神社には参拝していない。なにゆえ、この2代の天皇はとりわけ、靖国への「A級戦犯合祀」〔1978年秋〕以後、靖国神社とは距離を置くことになったのか。

もっとも、敗戦後において日本の自衛隊で殉職した自衛官についていえば、実質的に「靖国神社と本社-分社」の関係にある「各地の護国神社」に祀られている事例もある³³⁾。つまり、各県出身の戦死者や自衛隊殉職者などは、日本国に殉じた英霊として護国神社に祀られてもいる。その合祀への申請は、自衛隊の地方連絡部と社団法人隊友会を介しておこなわれている。

靖国神社は1945年まで、「戦争を臣民〔国民〕に督励する神社」〔実際のところ「この本質」はいまでも同じだが〕として国家管理され、旧陸軍省および旧海軍省が直轄する宗教施設であった。だから、国営の宗教施設だった戦前の靖国神社には、旧日本軍の将兵も正式に参拝していた。

靖国神社は「未来行動面における宗教的な役割」をもち、大東亜戦争などの日本帝国のおこなう戦いに「勝利する目的」を祈願するための、天皇が主祭する宗教精神的な物的機関であった。敗戦を機に靖国神社は、ひとつの宗教法人に変身したけれども、そこに合祀する戦没者の名簿は、陸軍省・海軍省の代わりに厚生省〔現厚生労働省〕が作成・提供してきている。

靖国「遊就館」展示の遺書に関しても、旧厚生省が出品を依頼していた事実が最近〔2006年7月〕、朝日新聞社が入手した同省の文書でわかった。戦後に廃止された遊就館が1961年4月に「宝物遺品館」として一部復活した時期に、靖国神社からの要望を受けて対応していた。国による「一宗教法人への便宜供与」の一端が浮かび上がった³⁴⁾。

さらに、「靖国神社が〔19〕59年4月にBC級戦犯を初めて合祀する直前、旧厚生省に合祀を公表しないよう要望していたことが、朝日新聞社が入手した同省の内部文書でわかった。その19年後のA級戦犯合祀（〔19〕78年）もひそかに行われており、戦犯に対する多様な社会の評価を背景に、神社側が戦犯合祀を秘密裏に進めようとしてきた実態が浮かび上がった」。この事実に論評を与えた恵泉女学園大学教授内海愛子は、連合国の戦争裁判で有罪とされた戦犯を「国のために殉じた人」として合理化することは、裁判の正当性を国内的に否定する意味をもっていた。靖国神社はもとより、厚生省引揚援護局が合祀を

32) [http://www.nipponkaigi.org/reidai01/0pinion1\(J\)/yasukuni/ohara.htm](http://www.nipponkaigi.org/reidai01/0pinion1(J)/yasukuni/ohara.htm) 2006年2月12日検索。〔 〕内補足は筆者。

33) 原 武史・吉田 裕編『岩波天皇・皇室辞典』岩波書店、2005年、324頁。

34) 『朝日新聞』2006年7月30日朝刊。〔 〕内捕捉は筆者。

進めようとした強い意志がうかがえる、という理解をしめしている³⁵⁾。

1956〔昭和31〕年4月19日の厚生省引揚援護局長名通達「靖国神社合祀名簿事務に対する協力について」は、『靖国神社合祀事務協力要綱』という文書を、関係方面に配付していた³⁶⁾。つぎの枠内にその本文を引用する。

「靖国神社合祀名簿事務に対する協力について」厚生省引揚援護局長名通達
昭和31年4月19日

【 靖国神社合祀事務協力要綱 】

- 一. 復員業務関係諸機関は、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社合祀事務の推進に協力すること
- 二. 今次戦争戦没者の大部分の合祀が、昭和31年以降、3年間に了るべきことを基準とする
- 三. 協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。
合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする。
- 四. 事務要領の大綱は次のとおりとする。
 1. 神社は、その合祀者決定のため、戦没者であって、一定の合祀資格条件に該当する者及びその者の身上に関する事項を引揚援護局に照会する。
 2. 前号照会に対し、旧陸軍関係については都道府県、旧海軍については引揚援護局及び地方復員部がそれぞれ担当して調査し、その結果を所定のカードに記入して、これを引揚援護局においてとりまとめ、神社に回付する。
 3. 神社は、引揚援護局より回付された戦没者カードによって合祀者を決定し、春秋二季に合祀の祭典を執行する。

神社は、右^(ママ)の合祀の都度、合祀者名簿を引揚援護局及び都道府県に送付し、また合祀者通知状を都道府県に送付して、遺族への交付を依頼する。
引揚援護局及び都道府県の本事務処理の経費は、国費負担とする。

以上の枠内には引用しなかった残りの文章も、つづいて紹介しておく。

◎「この通達により、3年以内の合祀完了の目的は概ね達成されたが、合祀事務協力は昭和46年まで継続された」

◎「附記」「しかしながら昭和60年11月の参院予算委員会における社会党野田哲議員の『上記通達は憲法の政教分離に反する』との追及に対し、当時の厚生大臣は『通達』そのものを『不適切だった』と撤回してしまうのである」

◎「昭和60年11月とはその〔1985〕年の8月に靖国神社公式参拝を行なった当時の中曽根総理大臣が中国の圧力に屈して秋季例大祭への参拝を取りやめた時期と一致する」

35) 『朝日新聞』2006年8月10日朝刊。〔 〕内補足は筆者。

36) <http://www1.odn.ne.jp/~aa199510/yasukuni/31.4.19.htm> 2006年8月29日検索。

極東国際軍事裁判、いわゆる東京裁判の判決にしたがい東條英機ら7名の絞首刑が執行されたのは、昭和23（1948）年12月23日である。その日はまさに、当時まだ皇太子だった「明仁」16歳の誕生日であった。筆者は、関連する議論にさいしてこの事実にあえて触れようとなし、とくにマスコミ関係の論及に疑問を抱いている。

A級戦犯となり絞首刑にされた東條英機は、昭和天皇を「生き神様」「天子様」と篤く崇めてきた人士である。東條英機らA級戦犯7名は、「昭和天皇＝自分」の身代わりに死刑台に送られた。そして、敗戦後23年が経過して彼らは「靖国」に「英霊」として合祀され、この神社に祀られる「御霊：246万余柱」（最近の現在数）にくわえられた。

敗戦後の昭和天皇は、日本国憲法の規定をもって「象徴天皇に脱皮させられた」。かつての臣下 - 股肱が「A級戦犯」の指定を受け、東京裁判にかけられ「絞首刑を執行」された。それでも彼らは1978年10月17日、靖国神社に合祀され「祭神」となった。それ以降、裕仁天皇が靖国に参拝にいき、彼らに「拝礼し崇敬の念を表す」ことは、滅相もない行為となる事態を意味した。すなわち、その宗教行為はそれこそ、明治以来創造・確立してきた自分＝「天皇の神道宗教的な最高権威性」を瓦解させるものだからである。それゆえ、昭和天皇および息子の明仁天皇はそれ以降、靖国にはまったく足を運ばなくなった。

2004年10月28日、明仁天皇 - 美智子妃主催の秋の園遊会が、東京の赤坂御苑でおこなわれた。その園遊会に出席した東京都教育委員会委員米長邦雄（当時）と明仁天皇との会話が、報道では「明仁天皇、国旗・国家は強制にならないことが望ましい」という〈見出し〉でとりあげられた。そのやりとりを再現しよう³⁷⁾。

明仁天皇 教育委員として本当にご苦労さまです。

米長邦雄 一生懸命、がんばっております。

明仁天皇 どうですか。

米長邦雄 日本中の学校で国旗を掲げて、国歌を斉唱させるというのが私の仕事でございます。いま、がんばっております。

明仁天皇 やはり強制になるということでないことが望ましいと思います。

米長邦雄 もうもちろんそうです、本当に素晴らしいおことばをいただき、ありがとうございました。

この棋士の天皇に対する態度が卑屈であり迎合的であることは、答えている文句によく表出されている。明仁天皇は「政治的な言及になりかねないことも意識しつつ」あえて、「強制になる」「こと」のない国旗掲揚や国家斉唱が「望ましい」といった。この天皇の発言は、日本国民統合の象徴たる存在であることを憲法で「政治的に規定された」天皇家の人間が、政治的なものいいを禁止されている立場でのものであった。

石原慎太郎が知事を務める東京都の教育委員の一人として、「日本中の学校で国旗を掲げて、国歌を斉唱させる」「仕事」に「がんばっております」米長邦雄に対して、明仁天皇は東條英機の亡霊、その矮小版のような映像をみいだしたのか？ ともかく、東條英機は戦争中、裕仁天皇の忠臣であったけれども、敗戦を契機にA級戦犯とされて東京裁判に

37) <http://www.janjan.jp/government/0410/041029208/1.php> 2006年2月12日検索。〔 〕内補足は筆者。

かけられ、昭和天皇の代わりに詰め腹を切らされていた。

「陛下に背いた開戦」によって東條が絞首刑になったのは〔19〕48年12月23日。追訴されなかった天皇は軍服を脱ぎ、地方を巡幸し、生物研究の顕微鏡をのぞいて、それから40年を生きた³⁸⁾。

「父：裕仁天皇」は、東條英機という存在をめぐってのあれこれを、「息子：明仁天皇」にいい聞かせていたはずである。靖国神社は、東京裁判によって死刑になったり途中で獄中死したりしたA級戦犯もふくめ、東條英機ら14名を「昭和時代の殉難者」として、1978年10月17日合祀した。昭和天皇は恐らく、そうした事実を「どう思っているか」も、息子に語っていたはずである。なぜ、「おまえの16歳の誕生日：1948年12月23日」にわざわざ、東條英機ら7名に対する絞首刑が執行されたのかについても、この「父」は、苦衷の表情を浮かべながらその「子」に対して、なにかを語っていたと推察してよい。

国際極東軍事裁判（東京裁判）で東條英機らは、昭和天皇の立場を救うために刑死した。昭和天皇はその犠牲によって敗戦後も皇位を護ることができた。ところが、1975年11月20日天皇が靖国神社に「私的参拝」をしたころまでには、なにかと世間の話題になっていた「靖国神社法案」や「慰霊表敬法案」などの重要な中身、「靖国神社の国家護持」と「天皇の靖国神社親拝」をめぐっては、たとえば、旧社会党左派議員の吉田法晴が「天皇の靖国神社参拝に関する質問主意書」（昭和50年11月21日、衆議院議長前尾繁三郎宛に提出）をもって、こう批判していた。

日本国憲法の破壊、明治憲法と軍国主義を復活する天皇の靖国神社参拝を憲法尊重擁護の義務を有する天皇はやめられるべきであり、内閣は天皇の靖国神社参拝をやめられるように助言すべきであると考えようか。

右〔上〕質問する³⁹⁾。

当時、相当にかまびすしく議論がなされていた靖国問題の動向は、昭和天皇も熟知していたはずである。アジア - 太平洋戦争が進行するなかで、大元帥の立場から裕仁天皇が戦争戦略にくわえていた分析能力は、並たいていではなかった。戦後も、マスコミ報道や宮内庁関係者を介して詳細な動静を見聞きできた彼は、天皇として靖国参拝問題に対して、どのように対応すればよいか慎重に考えぬいたすえ、1978年10月17日A級戦犯の靖国合祀を踏ん切り時とみきわめ、以来、靖国に参拝する行為をしなかった。

b) 小泉首相の靖国参拝

2001年4月26日、第87代内閣総理大臣に就任した小泉純一郎は、その2日まえの4月24日、3度めの挑戦で自民党総裁に選出されている。小泉はこの総裁選挙の最中、日本遺族会関連の票をとりこむために「靖国参拝」をその公約にかかっていた。そして、総裁選挙

38) 『朝日新聞』2006年8月17日夕刊「〈ニッポン人脈記〉戦争 未完の裁き⑦ 東条、最後まで天皇の軍人、孫「死をもって国にわびた」」。〔 〕内補足は筆者。

39) 国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』調査資料76-2, 昭和51年5月, 241頁。〔 〕内補足は筆者。新聞各紙は2007年3月29日、国立国会図書館が3月28日に『新編靖国神社問題資料集』（A4版, 808資料, 約1200頁）を公表したことを報道している。2007年4月18日、国立国会図書館はホームページで、同上『資料集』を公開した。

で勝ち、内閣総理大臣になった。しかし、その人物が「靖国参拝を自分：個人だけの心の問題」といつてのけ、二重の意味で詭弁を弄した。つまり、自国民に対する弁明としても奇妙であるし、アジア諸国家の人びとに対する強弁としても通用しない。

- 1) 5年前、自民党の総裁選で、小泉候補は、国債30兆円以内と並べて、8月15日の靖国参拝を公約に掲げて当選した。当選すれば、内閣総理大臣に就任することがほぼ約束されている公党の総裁選。そこで掲げた公約を、個人の心の問題とはいえない。政治家がその政治生命をかけて国の内外に宣言した、政治信条、政策課題と解釈するのが普通だろう⁴⁰⁾。
- 2) 〔大阪高裁〕違憲判決後の〔2005年〕10月17日、小泉首相は5度目の靖国神社参拝を強行〔していた〕。〔2005年〕12月の〔第1回〕東アジアサミット終了時の記者会見でも「平和への祈りや戦没者への哀悼の念は心の問題、精神の自由だ。お参りへの批判は理解できない」と発言。中国・韓国は「靖国神社」が生前に中国・韓国で何をしたかの歴史の事実認識を望んでいるのだ。アジア諸国に侵攻した皇軍は、農家を焼き町を破壊し、住民を殺し、少女を拉致し尽くして「従軍慰安婦」として強姦し、弱り果てれば戦場に捨て去った。男性は強制連行、生体実験に使い、重労働に酷使し、酷死させた。更に植民地にした台湾・朝鮮をはじめ占領した中国・アジア諸国に「海外神社」（侵略神社＝現地靖国・天照大神や明治天皇等を祀った神社）を建てて、住民に参拝を強制した。抵抗したキリスト者たちを大勢焼き殺す残虐行為もあった。日本国の侵略戦争によって受けたアジアの人々の傷は今も深く痛み続けている歴史の事実を、首相は知るべきだ。知っているの参拝行為ならば、挑発によって外敵を作り、日本の軍国化を進めようとする劣悪な行為だ。この問題は外国から言われたからではなく、私たちは戦争中に何をしたかという歴史の継続の中で考えねばならない⁴¹⁾。
- 3) これだけ入り組んだ問題になってしまった靖国問題を……小泉首相のように、ただ、それを「心の問題」として、国内的にも国際的にも、あまたいる反対者たちに対して「理解できません」の一言を投げつけるだけで、万事解決したつもりになってしまうのは、政治家として無策の一語につきる。
- 4) 昨〔2005〕年11月にブッシュ大統領が訪日したとき、靖国問題で日中間に波風が立ち続けるのを心配したブッシュ大統領が、「自分が靖国神社にはもう行かないでくれと頼んだらどうだ。行かないと言ってくれるか」と小泉首相にいうと、小泉首相は、「いや、それは約束できない。やっぱり行くかもしれない」と答えたので、ブッシュ大統領は啞然として「信じられない」という表情でしばし小泉首相の顔に見入ったと

40) 『日本経済新聞』2006年7月23日、論説委員塩谷善雄「〈中外時評〉「心」を持ち出す危うさー政策判断は情を排してー」。

41) 渡辺 治・澤野義一・清水健夫・二宮厚美・上野義昭・小林 勝・糸井玲子・瀬戸 厚・加藤晋介『総批判・「新憲法」』コンパス21刊行委員会、2006年、61-62頁。〔 〕内補足は筆者。

いう⁴²⁾。

2005年夏、当時日本国の中国大使だった阿南惟茂が、小泉純一郎首相に靖国神社参拝を中止するよう求める公電を打っていたことが、2006年8月11日にわかった。中国で反日デモが起きるなど悪化していた日中関係が、さらに深刻化するのを避けようとしたものとみられる。その公電は、2005年が中国にとっては「抗日戦争勝利60周年」であり、反日感情が高まりやすい年であることや、反日デモの多発など対日感情が悪化している現状を挙げて、参拝中止を求める内容であった。公電は、外務省をつうじて首相官邸に届けられたが、首相は2005年10月17日に靖国神社を参拝、要請は結果として受け入れられなかった⁴³⁾。

小泉純一郎は首相在任中、2001年8月13日、2002年4月21日、2003年1月14日、2004年1月1日、そして2005年10月17日と毎年欠かさず靖国神社に参拝してきた。2006年も8月9日の時点で彼は、自民党総裁選挙時の「公約は守るべきもの」と語り、今年8月15日に靖国に参拝する意欲をしめしていた。小泉「首相は〔20〕01年総裁選の討論会で『首相に当選したら8月15日の戦没者慰霊祭の日に、いかなる批判があろうと必ず参拝する』と語っている」⁴⁴⁾。

日本の首相による靖国参拝に対する、中国や韓国など近隣諸国からの批判はきびしいものがある。毎年なにかと紛糾の種を撒きちらしながら靖国参拝を強行してきた小泉は、自民党総裁の任期が切れる2006年9月を目前に、それこそ「最後っ屁」的な行動ではないが、いままで実現できなかった「公約」である「敗戦の日：8月15日」の靖国参拝を、自分の「心の問題」を最終的に満たすためにも実行するかもしれない（この段落の記述を筆者は2006年8月13日に書いている。→実際、8月15日午前7時40分ごろ参拝した）。

過去5年間においては、8月15日に靖国に参拝に行くといった「公約」の期日は守れなかったが、そこはいつもの小泉流の屁理屈で「いつ行っても同じ」⁴⁵⁾といいはり、「これまで『公約』を巡る首相の言動は揺れてきた」⁴⁶⁾けれども、2006年においては、8月15日に実行した。日本経済新聞の2006年8月9日「社説」は、「退任間際の小泉首相が8月15日に靖国神社を参拝するかどうかに関心が集まっている。首相は『立つ鳥跡を濁さず』の言葉を肝に銘じてもらいたい」⁴⁷⁾と忠告していた。

靖国神社関係者は戦前期、「靖国神社に祀られた祭神を、肉親として、身近な存在として受けとっては困る」と主張することで、「英霊」の有する神聖「性」を強調してきた。祭神である「彼らは、〔英霊として〕合祀された以上は、崇高かつ神聖な神なのであり、旧来の情愛を離れた崇敬の念をもって、拜んでもらいたい」ともいった。靖国をそのように、父や夫の死を悼む遺族感情の延長上に位置づけ、戦死の崇高さを強調して国家を維持

42) 立花 隆『滅びゆく国家－日本はどこへ向かうのか－』日経BP社、2006年、169頁、490頁。〔 〕内補足は筆者。

43) 『日本経済新聞』2006年8月12日。

44) 『朝日新聞』2006年8月9日夕刊。〔 〕内補足は筆者。

45) 『朝日新聞』2006年8月10日夕刊。

46) 『朝日新聞』2006年8月10日朝刊

47) 『日本経済新聞』2006年8月9日「社説」。

するための装置にしてきた靖国の立場にとって、「小泉首相靖国参拝訴訟」にしめされた市民の感情は、国家の絶対性・神聖性を損なう雑音^{ノイズ}なのである⁴⁸⁾。

c) 思索なき信仰

戸村政博編著『天皇制国家と神話－「靖国」、思索と闘い－』（日本基督教団出版局、1982年）は、言挙げすることじたいを嫌う靖国神道の精神的姿勢を、こう批判する。

天皇制は思想の自由を許さないのではなく、思想^{しゆ}することを許さない。ものを考えるという習慣を、国民が身に付けることを、天皇制は嫌うのである。たとえば、天皇があつて「皇統連綿」があるのでなく、「皇統連綿」があつて天皇があるとされるゆえ、この「皇統連綿」は神道神学の“信仰告白”である⁴⁹⁾。

小泉の靖国参拝は素朴ながらも、靖国の英霊を祭神の対象と認める「信仰告白」にもとづいた宗教行為である。そうであれば靖国参拝という宗教行為をめぐっては、靖国の「英霊＝祭神」が誰たちであり、それはなんのために靈的に存在させられているのか、その祭祀大権の唯一保持者としてなぜ天皇がいるのか、などの論点が問われるべきである。「参拝の意図が私的か公的かという区別の問題」は、その問いを踏まえれば、きわめて瑣末なものでしかない。

旧日本帝国の軍隊も本質的に、「国民＝臣民」を守るためではなく、「国家＝天皇」を守るためのものであった。端的に言えばそれは、「国家」イコール「君主である天皇」〔を頂点とする旧日帝の支配層〕を守るために編制されていた。

明治以降、国家のために戦争で命を落とした数多くの軍人・軍属が「神」に「祭」り上げられ、「英霊」だと賞賛され、靖国に合祀されたにしても、本当に彼らが「神殿の上様^{かみさま}」に昇格できたわけではない。とはいえ、戦死者・戦病死者〔戦没者〕に対する国家の待遇は、彼らを尊崇されるべき「英霊」、崇敬されるべき「祭神」に位置づけていた。たとえそれが虚構的なものであれ、靖国における宗教的な精神世界〔靈界〕では、ともかく「英霊」が最上位に位置させられ、「祭神」として鎮座するものと約束されている。

もちろん、金銭的な面では「一定年数以上、軍人・軍属として在職していた方及びその遺族を対象とした年金制度」を国家が設け、恩給を支払ってきている。2006年度予算人員で約114万人、うち97%が旧軍人関係である。旧軍人・軍属の恩給復活は1953年（昭和28）年であった⁵⁰⁾。もっとも、その対象はこれまで「日本国籍」人にかぎり、かつて帝国臣民であった植民地出身者である軍人・軍属を、「恩給支給」からは完全に排除・差別してきた。

靖国神社には遺骨そのものは収納されていないけれども、21世紀初頭まで靖国に収納されてきたという「250万柱」にもなんなんとする「英霊」が、本当に「祭神」であり、「国家の上様^{かみさま}」でありうるならば、これに対して拝礼の儀式を執りおこなうべき「祭司である

48) 『朝日新聞』2006年7月26日夕刊、杉田 敦「〈論壇時評〉置き去りにされる人々－国に選別される死者 存在さえ危うい国民－」。〔 〕内補足は筆者。

49) 戸村政博編著『天皇制国家と神話－「靖国」、思索と闘い－』日本基督教団出版局、1982年、205頁、89頁。

50) <http://www.soumu.go.jp/jinji/onkyu.htm> 2006年8月19日検索。

天皇」の宗教的な役目は、際限なく重い。靖国神社に参拝する日本の天皇は、明治期に創設されたこの神社において、「国家神道の祭司」の役割を遂行する。それと同時に、古くからある自家の「神話上の祖先：天照大神」を祭っているという伊勢神宮や、「国家鎮護の神宮」とされる熱田神宮にも参拝し、「神州日本」の弥栄いやさかを祈願する皇族である。

実は、皇族関係者の戦没者も靖国神社に「英霊」として合祀され祭神あつかいされているが、一般臣民の英霊：祭神に比較すると、隔絶した優遇を受けて『合祀』されている。

北白川宮 能久きたしらかわのみやよしひさは、日清戦争後日本に割譲された台湾に出征中、1895年〔明治28年〕10月28日、台南で戦病死した。49歳であった。皇族としてはじめての外地における戦没者である。マリアによる戦病死と発表されていたが、抗日ゲリラによる暗殺との説もある。陸軍大将に特進後の国葬時より、神社奉斎の世論が沸きおこり、台北に台湾神社〔のち台湾神宮〕、終焉の地には台南神社が創建された。また、その後に台湾各地に創建された神社のほとんどにおいて主祭神とされていた。敗戦後、台湾神宮と台南神社は廃社となったため、現在その霊は靖国神社に祀られている⁵¹⁾。

北白川宮能久の第1子、北白川宮永久きたしらかわのみやながひさは、陸軍大学校（52期）を卒業後、はじめて赴任した蒙疆方面の駐蒙軍で参謀として任務に当たったが、1940〔昭和15〕年9月4日、中国張家口での演習中、不慮の事故で墜落してきた味方の戦闘機のプロペラに巻きこまれ、31歳で死去した⁵²⁾。

1959〔昭和34〕年10月4日、靖国神社に旧北白川宮能久と旧北白川宮永久が合祀された。従来、靖国神社は臣下のみ祀り、皇族の合祀はなかった。だが、北白川宮能久を祭神とする台南神社が消滅し、北白川宮永久を祭神とする蒙疆神社新設ができないうちに敗戦となったため、靖国神社に合祀された。かくして、靖国神社は当時2百数十万名の臣下の祭神を一括りにして「1座」とし、その2名の元皇族がそれぞれ「1柱1座」をなし、計3座の神社になったというのである⁵³⁾。

同じ「英霊」とされ「祭神」と祀られる人びとでも、臣民と皇族の一員とのあいだには極端な差別が現出されていた。これが九段における「神霊の世界」での出来事、戦没者に対する処遇なのかと疑問を抱くほかない。靖国神社のなかでは「皇族の戦没者1名」は、「臣下の戦没者百数十万名に相当する」のであり、そしてさらに、これら全員をはるかに超越する神的世界に祭司〔祭祀大権者〕として存在したのが「天皇＝生き神」様であった。

戦争・戦闘において将兵とくに、兵卒は人的資源的な消耗品そのものである。多くの兵士が死を覚悟で戦場に出ていく。そこで命をおとした将兵はそれでも、靖国に「英霊として合祀」され、「崇高かつ神聖な祭神」になるとされた。彼らは、家族・肉親などによる「旧来の情愛を離れて、崇敬の念をもって拝むべき」対象に昇華されねばならなかった。

皇族からも出た戦没者もその模範とされた。日本帝国がかつて侵略・支配していた現地

51) 「北白川宮能久親王」, インターネット・フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』参照。2006年8月31日検索。

52) 「北白川宮永久王」, 同上『ウィキペディア (Wikipedia)』参照。2006年8月31日検索。

53) 国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』調査資料76-2, 昭和51年5月, 377頁。

の神社において彼らは、「英霊」として祀られ「祭神」あつかいされた。彼らに対しては特別に仕立てられた神社〔神宮〕まで創設し、そのほか多くの臣下たちにそこで、その後ろ姿を拝ませ、戦陣に勇躍して挑むことのできる兵士を育てるための「国家宗教的な精神価値」を創造しようとしてきた。

かつてこの国は、世界を相手に孤独な戦いをしたことがある。死から逃れることのできない戦争という事業に人々を動員するためには、なんらかのかたちで死を納得させる必要があった⁵⁴⁾。

帝国主義的な侵略戦争を遂行するために必要な将兵、とりわけ大勢の動員を要求される兵卒層を恒常的に安定供給できる「国民皆兵思想的な基盤」を造成しておくためには、靖国神社の国家宗教的な護国精神が確立されていなければならなかった。したがって、将兵たちに国家的任務を実行させるに当たって障害となる「厭戦・反戦意識」を発生・醸成させたりしない対策や、さらには「徴兵忌避の意識・行動」を惹起させたりしない予防も事前に工夫されねばならなかった。厭戦・反戦意識や徴兵忌避はごく人間的な感情であり、「死ぬのは嫌だ」というあまりに自然な気持の発露であるから、これを上手に抑えこむための「国家次元的な意識・精神の管理政策」が要求されたのである。

戦争体験は、銃後のものであれ塹壕の中のものであれ、日常生活から乖離して持ち上げられた。そして、時間を静止させる神話的な過去、つまり「真正さ」へと人々の心向けさせた。しかしながら、自然や英霊祭祀、戦時中の仲間意識の思い出などによって現実を超越することだけが、戦争体験との対峙を可能にする方策ではなかった。世俗的な平凡化の過程を通じて、戦争の痛みを和らげることができたのである⁵⁵⁾。

だから、靖国神社の宮司たちは、靖国神社の祭祀の本質を十分に認識できず、戦没者を「国の上様^{かみさま}」とみなせていない戦没者の肉親を、批判する。あくまで国家の意志が優先され、「英霊」は「国の上様^{かみさま}」として靖国神社に帰属するのである。そこでは、戦没者遺族の意志は無視されている⁵⁶⁾。

それでも、日本の戦時動員体制がまがりなりにも破綻しなかった背景には、国家社会を挙げての、遺族に対する「慈愛のまなざしによる支配」と「さまざまな支援策」が機能しており、彼 - 彼女らの悲嘆や不満を抑えていたことがあった。遺族に対する監視はたとえば、天皇の侍従や女性皇族・王公族たち貴人の全国巡回によって、ひとつの大規模な儀式としておこなわれた。戦死者の遺児たちも、靖国参拝という儀式をつうじて、政府や社会の「慈愛」を与えられる存在であった。もとよりそれは、前線兵士の視線を意識してのことであった⁵⁷⁾。

その影響のせいなのか、戦時中のみならず敗戦後においても、「根拠なき神話に建国の

54) 重信幸彦・福間裕爾編、田中丸勝彦『さまよえる英霊たち』柏書房、2002年、122頁。

55) ジョージ・L・モッセ、宮武実知子訳『英霊－創られた世界大戦の記憶－』柏書房、2002年、131頁。

56) 別冊『歴史研究』神社シリーズ『靖国神社－創立百二十年記念特集－』新人物往来社、平成1年参照。

57) 一ノ瀬俊也『銃後の社会史－戦死者と遺族－』吉川弘文館、2005年、217頁。

基礎を置こうとするのは、日本国民を今なお神話に縛り付けて思想的奴隷に留めおくことなのである」けれども、「いまだに日本人の多くは、国家というものを、真理に基づいて理性的に考えることをせず、神話的思考によって把握する」⁵⁸⁾性向を強く保持しているかのようである。

日本の最高裁は2006年6月23日、日韓の戦没者遺族ら278名が「小泉純一郎首相の靖国神社参拝は政教分離を定めた憲法に違反し、精神的苦痛を受けたとして」、国と小泉首相らに損害賠償を求めた「小泉首相靖国参拝訴訟」の上告審判決において、今井 功裁判長は憲法判断をせずに、「参拝で原告らの法的利益が侵害されたとはいえない」と論決している。歴代首相の靖国参拝をめぐる訴訟で、最高裁判決ははじめて、原告の上告を棄却した。これによって原告敗訴の2審大阪高裁判決が確定した。この判決では、参拝の公私の別や憲法判断はなされていない⁵⁹⁾。

小泉政権の外務大臣麻生太郎は2006年1月28日、平成の明仁「天皇が靖国神社に参拝するのがもっとも望ましい」旨を述べている⁶⁰⁾。だがこの意見は、昭和の裕仁天皇が、敗戦という出来事を、「父」として「息子」の明仁皇太子にどう語ってきたか、あるいは、A級戦犯が合祀された靖国神社をどのように受けとめてきたかなどを、まったく理解できていない。靖国神社の歴史的な由来からみて、とりわけ、麻生のいうように「諸外国の指導者にもお越しいただき」といえる場所になれるかどうか、A級戦犯の合祀排除に関する言及すらない麻生「私見」の偏倚性は、未熟な議論である。

もっとも、麻生太郎のような主張は、1969年以降都合6回も国会に提出されたが、いずれも廃案となった「靖国神社法案」を想起させる。靖国神社の国家管理化は、現行の神社様式や神道による祭祀を維持させるものゆえ、憲法上の「政教分離」原則に反するし、その法制化を実現しようとするれば必然的に、「宗教施設を非宗教法人化」という「無理難題」にも逢着する。「靖国神社法案」は、戦前・戦中における国家神道的な宗教体制への回帰思考が明白であり、非常に問題含みの「国教」案である。

19世紀の世界に……〔日本〕政府は国民の信教自由を承認する方針をきめた。そのかわり、神社崇拝を中心とする国家神道を、宗教ではないとする手段をとった。日本の神を尊敬し、神社を崇拝することは「臣民たるの義務」であるとした……。このようなことが信教の自由と両立しないことはあきらかである。これは……、天皇を神聖不可侵とする絶対主義支配から出発するものであって、旧憲法下の日本では真の信教自由がゆる

58) 渡辺信夫『戦争の罪責を担って－現代日本とキリスト者の視点－』新教出版社、1994年、99頁、97頁。

59) 『共同通信』2006年6月23日12時22分更新。<http://headlines.yahoo.co.jp/h1?a=20060623-00000095-kyodo-soci> より、2006年7月26日検索。

60) 『朝日新聞』2006年8月8日朝刊、麻生太郎「〈私の視点〉靖国問題 非宗教法人化こそ解決の道」。さらに、靖国神社に関する麻生太郎の「私見」は、「麻生太郎オフィシャルサイト」に、「靖国に弥栄（いやさか）あれ」（2006年8月8日）が公表されている。<http://www.aso-taro.jp/lecture/talk/060808.html> 参照、2006年8月19日検索。

されていなかった⁶¹⁾。

そのような国家神道の宗教的理念を代表する、それも日本の臣民に戦争行為を督励するために存在してきた靖国神社に参拝にいき、英霊を崇敬することは、「私もあなたがた戦死者に習って、あとにつづきます」と誓うことにほかならない。小泉首相が靖国神社に公式に参拝することは、「日本の首相は、A級戦犯の東條英機などを崇敬し、彼らを手本としこれに習い、あとに続きます」という意味になる。だから、中国や韓国・朝鮮がはげしく抗議するのである⁶²⁾。

日本の戦没者3百万人、アジアの犠牲者2千万人といわれる。日本人のばあい、戦死といっても3分の1は餓死であった。日本軍は兵站を無視、現地調達を旨とし、補給線の途切れた戦争-戦闘を兵士たちに強いた。中国では略奪させて現地の人びとを塗炭の苦しみに追いこみ、南方では飢えさせて自軍の兵士をどんどん死なせた。兵士の命をそれだけ粗末にしておいて、靖国神社に祀って、それが戦後の反映の礎になったなどという美辞麗句は、歴史の事実を隠蔽するものである。開戦時の首相東條英機は靖国の神となっている。すべての責任を負って国のために死んだというならば、飢えて死なせた兵士たちと並んで神にしているのか。ましてや、そこに、時の首相が参拝しつづけていいのだろうか⁶³⁾。

明治以降の日本帝国主義においては、軍国主義がその政治統制的なハード面であり、靖国神社がその社会精神的なソフト面であるという「表裏の補完関係」が構成されていた。旧日帝は壊滅したものの、敗戦後もA級戦犯が合祀されるまでは戦前-戦中と同じに昭和天皇が参拝していた靖国神社は、従前となにもかわるところがない国家神道的な施設であった。

A級戦犯が靖国神社に合祀されている事実を嫌う点にかぎっていえば、その根拠はまるで異なっているが、昭和天皇-平成天皇も、中国、韓国・朝鮮の立場に一致する。

IV 天皇制の変遷

a) 君主天皇から象徴天皇へ

靖国神社は1978年10月、A級戦犯を合祀した。その結果、昭和天皇は1975年11月を最後に、戦後8回おこなってきた靖国神社参拝にいけなくなった。しかし、昭和天皇が靖国にA級戦犯が合祀された事実を理由に参拝をとりやめたからといって、前段のように提唱されてきた明治以来における「靖国神社の宗教精神的な理屈」を、彼が捨て、認めなくなったのではない。

昭和天皇は昭和32〔1957〕年以来ほぼ毎年、各地の護国神社を訪れ、靖国神社へのA級戦犯合祀直前の〔昭和〕53〔1978〕年5月には高知県護国神社（高知市）に参拝したが、それ以降は取りやめられた。

61) 柳田謙十郎・佐木秋夫編『現代日本宗教批判』創文社、昭和42年、211頁。〔 〕内補足は筆者。

62) 山中 恒『すっきりわかる「靖国神社」問題』小学館、2003年、77頁。

63) 『朝日新聞』2006年8月28日夕刊「〈ニッポン人脈記〉戦争 未完の裁き⑤ 兵士の餓死 責任は誰に、追悼 神でなく人として」参照。

昭和天皇の靖国ご参拝中断をめぐっては、最後のご参拝の〔昭和〕50〔1975〕年11月とA級戦犯合祀の間に3年の開きがあることから、合祀とは無関係との見方があったが、護国神社を含めたご参拝の経過を見ると、A級戦犯合祀が明確な分岐点となっていることが分かる。

靖国神社のA級戦犯は本籍地の護国神社にも合祀されており、富田朝彦元宮内庁長官のメモに出てくる松岡洋右元外相は山口県護国神社（山口市）に、白鳥敏夫元駐伊大使は千葉県護国神社（千葉市）にそれぞれ祭られている。

現在の天皇陛下は平成5〔1993〕年に埼玉県護国神社（さいたま市）に参拝され、天皇としての護国神社ご参拝を15年ぶりに再開。〔平成〕8〔1996〕年には栃木県護国神社に参拝されたが、いずれもA級戦犯は合祀されていない。

栃木県護国神社の関係者によると、ご参拝は県や県警を通さず、宮内庁から直接連絡があり、「陛下が参拝を希望されている」と申し入れがあった。

その際「そちらの神社にはA級戦犯は祭られていますか」との確認があり、「祭られていません」と返答したという。

天皇陛下の護国神社ご参拝は、それ以来10年間途絶えている⁶⁴⁾。

護国神社の祭神は分祀されておらず、独自に招魂し、祭祀を執りおこなっており、靖国神社と護国神社は本社 - 分社の関係にはないといわれている。しかし、いずれも英霊を祀る靖国神社と護国神社であるから、両社のあいだには密接な交流関係がある。全国護国神社社会は主要な護国神社52社で組織され、靖国神社と連携して英霊顕彰のための活動をおこなっている。

問題の焦点は、靖国神社への参拝をしなくなった昭和天皇の意志・気持を、どのように分析・解釈するかに向けられる。

◎ 1889（明治22）年2月11日「大日本帝国憲法」の「憲法発布勅語」より抜粋。

朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ継統ノ子孫ハ発議ノ権ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ対シ永遠ニ従順ノ義務ヲ負フヘシ

◎ 1946（昭和21）年11月3日「日本国憲法」の「公布文」。

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日

64) <http://www.iza.ne.jp/news/newsarticle/13931/> 2006年8月10検索。〔 〕内補足は筆者。

上記2文は、大日本国憲法と日本国憲法の施行趣旨である。現行の「国民の祝日に関する法律」によれば、2月11日は「建国記念の日」であり、戦前の「紀元節」であった。また、11月3日は「文化の日」であり、戦前の「明治節」であった。大日本帝国が敗戦したのを契機に、「此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要」は、GHQ占領統治下における強制的な指導を受けて、「帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正」を実現させた。

裕仁天皇は敗戦を契機に、新憲法を公布・施行させられ、それまでの「神州における〈生き神〉」から「日本国を代表する象徴天皇」へとその立場を一気にかえさせられた。しかし、彼にとってそれはまた、天皇家の伝統の「起死回生の転変」を意味した。ところが、極東国際軍事裁判（東京裁判）において絞首刑の判決を受け、裕仁自身が追及されたかもしれない「戦争犯罪」すべてを肩代わりしてくれた東條英機らA級戦犯たちも、1978年10月17日、靖国神社に「英霊」として合祀され「祭神」あつかいされるにいたった。

極東国際軍事裁判（東京裁判）は、〔甲〕『『a)天皇+a)』 A級戦犯』⇔b)国家⇔c)英霊』の関連を、〔乙〕『『a)天皇』⇔b)国家⇔c)英霊』 ≠ 『a)』 A級戦犯』に分割・変換させてくれた。ところが、A級戦犯の合祀は再び、〔乙〕を〔甲〕に逆もどりさせる措置であった。

結局、東條英機らA級戦犯たちは、靖国神社に「祭神として合祀され、崇高かつ神聖な神」＝「国家的な英霊」像となり、一般国民の参拝＝崇敬を受けるべき一群にくわえられた。この事態によってこそ、明治天皇の時代より構築されてきた「聖なる天皇家」と「臣民たる戦没者英霊」とのあいだにおける『聖靈的な従属と依存、君臣支配との明確なる区分関係』が一挙に溶解・無化していく、いいかえれば、双方の上下関係が「主客転倒するほかない事態」が生起させられた。いうなれば、旧大日本帝国憲法的な「君＝天皇」と「臣＝東條英機ら」の主従関係の混濁化による破綻が、A級戦犯の合祀を契機に発生したのである。

b) 天皇参拝の意味

そもそも、昭和天皇自身が靖国神社へ参拝することの意味は、どのようなものであったのか？ 戦前 - 戦中 - 戦後をとおして堅持されてきた「靖国神社の国家宗教精神的な伝統」は、どこにみいだせるのか？

「戦時体制のなかに臣民を動員」し「戦争行為を督励・昂揚」するための「宗教施設：靖国神社へ参拝する行為」においてこそ、「神州を代表する祭主」である昭和天皇のいちばん重要な役割があった。ところが、敗戦した旧日本帝国の戦争責任を代わりに背負い、天皇の命を救ってくれた東條英機ら7名は、A級戦犯とされて絞首刑になった。その東條英機ら14名が靖国に合祀された。しかしそれでは、明治以来「神聖ニシテ侵スヘカラス」「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」る（明治22〔1889〕年2月11日制定「大日本帝国憲法」第1章「天皇」第3条・第1条）とされた、「神国日本」における「靖国神社の国家宗教精神的な意義」が維持できなくなったのである。

はたして、それは、どういうことか。本稿Ⅱのc)「戦前 - 戦中と戦後の共通性」でもさきに論及したが、ここであらためて議論する。

大日本帝国憲法「前文」の末尾には、「朕力に在廷ノ大臣ハ朕力爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕力現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ」と命じられていた。戦争中は「裕仁」天皇に忠義を誓い、敗戦後の東京裁判ではその身代わ

りとなって君臣の關係をつらぬき、忠臣としての「永遠ニ從順ノ義務ヲ負」って従容と絞首刑になったのが、なかでも東條英機であった。

ところが、昭和「天皇」の臣下でしかなかったA級戦犯東條英機ら14名も、1978年10月17日靖国に合祀された。これを機に天皇裕仁は、東條英機をいっしょに「英霊」も祭神として祀る靖国神社にいて礼拝するわけにはいかなかった。その理由はこうであった。

昭和天皇が1978年以降も靖国を参拝すれば、彼自身の個人的精神世界のなかでは主観的に堅持してきたはずの、旧明治「憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ」臣下でしかなかった東條英機の《靈》に対して、しかも、東京裁判では自分：「昭和天皇の負うべきだった罪状」の数々を背負い、運びさってくれたその「東條英機」に対して、頭を垂れて参拝するという「完全に逆転した關係」が生じること、いいかえれば「A級戦犯が除去してくれた罪状」をあえて、みずからあらためて是認するという、とんでもない「倒錯的な自己否定」を犯すことになってしまうからであった。

明治15〔1882〕年1月4日、明治天皇が陸海軍軍人に対して下した訓誡の勅諭「陸海軍軍人に賜はりたる勅諭（軍人勅諭）」は、「下級の者は上官の命を承ること実は直に朕か命を承る義なりと心得よ」と命じ、これに反する者は、「国家の為にもゆるし難き罪人なるへし」と語っていた。

「上官の命令は、絶対服従の天皇からの命令だった」し、「上官に対する恐怖や緊張感」は思考力をうばい、すべての人格を否定し、理性をうばい、ただ命じられるままに作動する一個の物体と化していった」⁶⁵⁾日本帝国の将兵を創りあげていたものである。

— 「赤紙1枚で戦地に送り、靖国と引き換えに死を迫るのか」⁶⁶⁾。

戦前 - 戦中期における靖国神社は、陸軍省・海軍省の直轄下に組織された「国営の宗教施設」そのものだった。戦後において靖国神社は、「ひとつの神道神社」になって「宗教法人に衣替える」ことができ、その根幹にしこまれていた宗教的な仕組を、幸運にも破壊される事態を回避できていた。

「天皇の地位、およびその神道との關係を一変させた『神道指令』と天皇の『人間宣言』の制定されたプロセス」⁶⁷⁾は、ウィリアム・P・ウッダード、阿部美哉訳『天皇と神道』（原題：William P. Woodard, The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions, 1972. サイマル出版会, 1988年）がくわしく論及している。

要は、GHQが日本を占領統治していた期間においても基本的に、「靖国の聖靈的な仕組」に変更が強られることはなかった。だが、A級戦犯東條英機ら14名の靖国合祀によってまさしく、そうした宗教上の仕組みが骨抜きにされた。この解釈はあくまで、敗戦後に追いこまれていた「天皇家の人間たちの宗教的な気持」、そして「昭和天皇個人の抱く

65) 奥村和一・酒井 誠『私は「蟻の兵隊」だった—中国に残された日本兵—』岩波書店, 2006年, 20-21頁。

66) 『朝日新聞』2006年8月10日朝刊「〈国と私〉 ㊦ 納得できぬ靖国合祀—岸壁の妻「国に殉じたわけではない」—」。

67) ウィリアム・P・ウッダード、阿部美哉訳『天皇と神道—《天皇の人間化》はこうして行われた—』サイマル出版会, 1988年, 「訳者まえがき」2頁。

心理構造」内に発生していた「葛藤：緊張関係」に着目したばあい、導出されうるものである。

昭和「裕仁」天皇は1978年以降ともかく、靖国参拝にはいかなかった。その息子である平成「明仁」天皇も、靖国神社には一度もいっていない。歴代の天皇が靖国に参拝にいかなかったことを、日本の国粋右翼主義者・国家神道守護者たちが批判しないのは、ある意味で不可解な対応である。「天皇神格化を再度たくらむ彼ら」は、天皇個人や天皇一家に「靖国に参拝にいけ」とはいえない苦しい立場にある。「天皇機関説」の思想的起源を是認することのできない政治思想的な弱みが、「彼ら」の心底においては瞥見できる。

さきほども触れたように、A級戦犯のうち7名が絞首刑に処された日付は「昭和天皇の息子の16歳の誕生日、昭和23〔1948〕年12月23日」であった。翌日12月24日には、岸 信介・児玉誉士夫・笹川良一など、日本の政界や闇の世界において「戦後の昭和史」を牛耳っていくことになる人物たちが、A級戦犯容疑を棚上げされて釈放されていた。昭和天皇は、敗戦後日本における戦責問題のそのような「解消の方法」も含め、自身の戦争責任を肩代わりしてくれた忠臣東條英機がA級戦犯＝絞首刑になった事情についても、入りくんだ「複雑な心証」を抱くにいたっていたはずである。

【未完】